

遺言による処分を対象とする 詐害行為取消しについて

岩 藤 美 智 子

[目次]

- 一 はじめに
- 二 遺贈を対象とする詐害行為取消し
 - 1. 問題の所在
 - 2. 相続債権者の依拠し得る他の方策
 - 3. 遺贈を対象とする詐害行為取消しの規律内容
- 三 遺言信託を対象とする詐害行為取消し
 - 1. 問題の所在
 - 2. 遺言信託を対象とする詐害行為取消しの規律内容

一 はじめに

Aが、自己所有の甲土地をBに贈与し、Aが無資力であると、甲がAの責任財産から逸出することによって、Aに対して債権を有するCを害することとなる。債権者Cは、詐害行為取消しの要件が満たされると、債務者Aの行った贈与契約の取消しを、裁判所に請求することができる（民法⁽¹⁾424条）。また、債権者Cは、甲を転得した者（転得者）に対する詐害行為取消しの要件が満たされると、転得者に対しても、詐害行為取消請求をすることができる（民法424条の5）。

自己所有の財産を他人に無償で譲渡する方法としては、贈与の他に、遺贈

(1) 本稿は、「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）および「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成30年法律第72号）による改正後の民法を対象とするものである。

が考えられる。Aが、自己所有の甲土地をBに遺贈（特定遺贈）した場合に、当該遺贈によってAの債権者Cが害されることは、あり得るように思われる。もっとも、遺贈⁽²⁾（遺言による処分）が詐害行為取消しの対象となるかどうかについて、必ずしも安定した理解が示されているとはいえない状況にある⁽³⁾。

また、Aの行為に基づいて、目的財産がAの責任財産から逸出することによって、Aの債権者が害されることは、Aが信託を設定することによっても起こり得る。信託法⁽⁴⁾は、民法の詐害行為取消しに関する規律に対する特別を定めている（信託法11条）。すなわち、Aが、自己所有の甲土地を当初信託財産とする信託契約を受託者Dとの間で締結し、Aが無資力であると、甲がAの責任財産から逸出することによって、Aの債権者Cを害することとなる。債権者Cは、詐害信託取消しの要件が満たされると、受託者Dを被告として、債務者Aの行った信託契約の取消しを裁判所に請求することができ（同条1項）、また、受託者から信託財産に属する財産の給付を受けた信託受益者⁽⁵⁾を被告として、詐害行為取消請求をすることができる（同条4項）。

信託には、信託契約によるもの、遺言によるもの、信託宣言によるものがある（信託法2条1項・2項、3条）が、詐害信託の取消しについての議論は、信託契約による信託に集中しているという状況にある⁽⁶⁾。信託宣言によ

(2) 本稿では、遺贈一般に妥当する規律にも言及するものの、詐害行為取消しの対象としては、特定遺贈を扱うこととする。包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有することから（民法990条）、包括遺贈については、詐害行為取消しの要件は満たされないと考えられるからである。

(3) 遺贈も詐害行為取消しの対象となり得ると明言するものとして、高木多喜男『口述 相続法』（成文堂・1988年）310頁。遺贈についても詐害行為取消しができることを前提とするものとして、潮見佳男『新債権総論Ⅰ』（信山社・2017年）799頁など。遺贈は詐害行為取消しの対象とならないと明言するものとして、道垣内弘人『信託法』（有斐閣・2017年）121頁。

(4) 本稿は、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成29年法律第45号）による改正後の信託法を対象とするものである。

(5) 本稿では、詐害行為取消請求における受益者（詐害行為によって利益を受けた者）を、単に「受益者」、これと区別するために、信託の受益者を「信託受益者」とする。

(6) 沖野眞己「詐害信託の取消し等における信託受益者の地位」能見善久他編『信託法制の新時代』（弘文堂・2017年）69頁以下、山田誠一「詐害信託の取消しについて」『信託及び財産管理運用制度における受託者及び管理者の責務及び権限』（トラスト未来フォー

る信託については、委託者が債権者を害することを知って当該信託をしたときは⁽⁷⁾、委託者に対する債権で信託前に生じたものを有する者は、詐害行為取消しをすることなく、信託財産に属する財産に対し強制執行等を行うことが認められている（信託法23条2項）ことから、詐害行為取消しによる必要性は小さいといえることができるものの⁽⁸⁾、遺言による信託（遺言信託）については、そのような事情はない。Aが、自己所有の甲土地を当初信託財産として、遺言によって信託を設定した場合に、当該遺言信託によってCが害されることは、あり得るように思われる。もっとも、先に指摘したとおり、そもそも遺言による処分が詐害行為取消しの対象となるかどうかについて、必ずしも安定した理解が示されているとはいえない状況にある⁽⁹⁾。

本稿は、遺言による処分を対象とする詐害行為取消しの規律内容について、検討しようとするものである。以下では、まず、遺贈を対象とする詐害行為取消しについて考察し、次に、遺言信託を対象とする詐害行為取消しについて、考察することとする。

ラム・2016年）37頁以下、能見善久他編『信託法セミナー(1)』（有斐閣・2013年）116頁以下など。

- (7) ただし、信託受益者が現に存する場合においては、当該信託受益者（当該信託受益者の中に受益権を譲り受けた者がある場合にあっては、当該信託受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者）の全部が、信託受益者としての指定（信託行為の定めにより又は第89条第1項に規定する信託受益者指定権等の行使による信託受益者又は変更後の信託受益者として指定されることをいう。）を受けたことを知った時（受益権を譲り受けた者にあっては、受益権を譲り受けた時）において債権者を害することを知っていたときに限る（信託法23条3項・11条1項但書）。
- (8) 信託がされた時から2年間を経過したときは、信託法23条2項に基づく強制執行等はできなくなることから（同条4項）、委託者の債権者は、信託財産を擱取するためには、詐害信託の取消し（信託法11条1項に基づく受託者を被告とする詐害行為取消し）に依拠せざるを得ないこととなる。なお、信託受益者を被告とする詐害行為取消し（信託法11条4項）は、信託宣言による信託についても、他の信託と同様に問題となる。
- (9) 前掲注(3)参照。

二 遺贈を対象とする詐害行為取消し

1. 問題の所在

詐害行為取消しの対象は、債務者が債権者を害することを知ってした財産権を目的とする行為（民法424条1項本文・2項）であることから、遺贈（遺言による財産の処分行為〔民法964条〕）は、これにあたり得るということができる。そうであるにもかかわらず、遺贈は詐害行為取消しの対象とはならないと明言する見解もある⁽¹⁰⁾。その根拠は明らかにされていないものの、次のようなものが考えられる。すなわち、第一に、遺言者が死亡すると、遺言者（被相続人）について相続が開始し（民法896条）、遺言の効力が生じ（民法985条1項）、その遺言に基づく遺贈の効力が生じるものの、その局面で、相続債権者（被相続人の債権者）が自らの債権を回収するために基礎とすることができる方策が、他に用意されているということである⁽¹¹⁾。そのような他の方策で足りるならば、遺贈を対象とする詐害行為取消しを認める必要性はないとも考えられるが、果たしてそうであるのかが、検討されるべきである。また、第二に、遺贈が単独行為であり、また、行為時と効力発生時との間にタイムラグがあるという性質を有することと、遺贈の効力発生時には遺言者について相続が開始し、遺言者（被相続人）の責任財産とその相続人の責任財産とが原則として混合するという相続の機構とが、詐害行為取消しの一般的な要件と適合しないのではないかということである。民法（債権総論）の教科書・体系書などにおいて、詐害行為取消しの対象となる「行為」として、遺言ないし遺贈が明示されないのが一般的であるのは⁽¹²⁾、このような理

(10) 道垣内・前掲注(3)121頁。

(11) 勝本正見『債権総論（中巻之三）』（巖松堂・1936年）340頁は、「遺贈に就きては、法律は特に債権者保護の規定を設くるを以て、債権者取消権を行使する必要が殆んどない」と述べる。また、道垣内・前掲注(3)121頁は、「遺言による処分が詐害行為取消権の対象とならない」と述べた後に、「もっとも、債権者詐欺的な遺贈があるとき、被相続人に対する債権者（相続債権者）は、財産分離を請求することができる（民941条）。このとき、相続債権者は、受遺者に先立って弁済を受けるから（同947条3項→931条）、対抗手段がいちおうは存在するわけである」と述べる。

(12) 例えば、中田裕康『債権総論〔第3版〕』（岩波書店・2013年）242頁以下、潮見・前掲

由によるものとも考えられる。以下では、第一の点、第二の点について、順にみていくこととする。

2. 相続債権者の依拠し得る他の方策

(1) 相続債権者の受遺者に対する優先ルールとその限界

遺言者が死亡して、遺言の効力が生じ（民法985条1項）、その遺言に基づく遺贈の効力が生じて、そのままでは、相続債権者が十分な弁済を受けられないこととなる可能性のあるいくつかの場合について、相続債権者は、受遺者に先立って弁済を受けられる旨の規律が定められている⁽¹³⁾。

すなわち、相続人は、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認（限定承認）をすることができ（民法922条）、限定承認がなされると、限定承認者⁽¹⁴⁾は、「相続債権者に弁済⁽¹⁵⁾をした後でなければ、受遺者に弁済をすることができない」（民法931条）⁽¹⁶⁾。また、相続債権者・受遺者（ただし、相続人は除外さ

注(3)761頁以下など。

(13) 相続財産破産についても、同趣旨の規律が定められている（「相続財産について破産手続開始の決定があったときは、相続債権者の債権は、受遺者の債権に優先する」〔破産法231条2項〕）が、これについては、本稿では立ち入らない。

(14) 相続人が数人ある場合には、「限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができ」（民法923条）、「家庭裁判所は、相続人の中から、相続財産の管理人を選任しなければならない」（民法936条）。民法936条1項の相続財産管理人は、相続人のために、これに代わって、相続財産の管理および債務の弁済に必要な一切の行為をする権限を有する（同条2項）。従って、これが選任された場合には、民法931条の「限定承認者」は、「相続財産管理人」と読み替えることになる。なお、相続人が相続財産の管理を適切に行うことができない場合には、利害関係人等の申立てによって、家庭裁判所が相続財産の保存または管理に関する処分（相続財産管理人の選任など）をすることができるが（民法918条2項・3項）、限定承認の場合に民法918条（936条3項により準用される926条2項により準用）の相続財産管理人が選任された場合、これが清算権限を有するか否かが問題となる。谷口知平他編『新版注釈民法77〔補訂版〕』（有斐閣・2013年）565頁〔小室直人・浦野由起子〕は、当該相続財産管理人は、もっぱら財産を管理する権限だけを持つ（清算権限を有しない）とする。

(15) 特定遺贈の目的物が不動産である場合には所有権移転登記手続が、動産である場合には占有の移転が、ここでいう「弁済」にあたるものと解される（谷口他編・前掲注14582頁〔松原正明〕）。

(16) 原田慶吉『日本民法典の史的素描』（創文社・1954年）246頁は、このような規律が、「何人も、債務から解放されずして、出捐者たり得ず」（nemo liberalis nisi liberatus）

れる。包括受遺者は相続人と同一の権利義務を有することから〔民法990条〕、除外されるものと解される）は、家庭裁判所に対して、相続財産と相続人の固有財産との分離（「第一種財産分離」と呼ばれる）を申し立てることが認められており（民法941条1項）、相続人の固有債権者は、家庭裁判所に対して、相続財産と相続人の固有財産との分離（「第二種財産分離」と呼ばれる）を申し立てることが認められている（民法950条1項）⁽¹⁷⁾。財産分離がなされると、相続人⁽¹⁸⁾は、「相続債権者に弁済をした後でなければ、受遺者に弁済をすることができない」（民法947条3項・950条2項本文による931条の準用）。さらに、相続人があることが明らかでないときは、相続財産は法人となり、利害関係人等の申立てにより相続財産管理人が選任される（民法951条・952条）。相続財産管理人は、「相続債権者に弁済をした後でなければ、受遺者に弁済をすることができない」（民法957条2項による931条の準用）。

これらは、いずれも、被相続人の責任財産（相続財産）とその相続人の責任財産とが混合するという相続の原則的な効果を生じさせず、相続財産を清

というローマ法に起源を有する法格言に由来する旨を指摘する。

(17) ある者が死亡し、相続が開始すると、その相続人は、原則として、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法896条）。すなわち、原則として、相続債権者（被相続人の債権者）も相続人の固有債権者も相続人の債権者となり、それらの債権は、相続財産と相続人の固有財産とによって構成される相続人の財産に対して攝取力を有することとなる。このような相続財産と相続人の固有財産との混合は、相続財産の状態が良好であり相続人が固有財産について債務超過であるような場合には、相続債権者・受遺者にとって、相続財産が債務超過であり相続人の固有財産の状態が良好であるような場合には、相続人の固有債権者にとって、債権回収上の不利益をもたらし得る。財産分離（前者の場合には第一種財産分離、後者の場合には第二種財産分離）は、このような不利益に対処するための制度である。もっとも、実際には、ほとんど利用されていないようである（司法統計によると、「相続財産の分離に関する処分」は、平成27年度は、新規受理2件のうち認容1件、平成28年度は、新規受理3件のうち認容0件、平成29年度は、新規受理2件のうち認容1件である）。

(18) 財産分離の申立てがあったときは、家庭裁判所は、相続財産の管理について必要な処分（相続財産管理人の選任など）をすることができる（民法943条1項）。同条項の相続財産管理人が選任された場合、これが清算権限を有するか否かが問題となる。我妻栄＝立石芳枝『親族法・相続法』（日本評論社・1952年）525頁は、同条項の相続財産管理人は、「相続財産を管理するだけで、その清算（換価及び弁済）をするものではないと解すべきことは、限定承認の場合と同一である」と述べる。限定承認については、前掲注(14)参照。

算する制度である。これらにおいて、受遺者に対する弁済が、相続債権者に対する弁済より後順位に置かれているのは、相続債権者は被相続人の財産状態を考慮に入れて、多くは対価的に債権を取得したものであり、その権利は相続開始前に既に確定しているのに対して、受遺者の多くは、被相続人の好意に基づき一方的に権利を取得するものであり、その権利は相続開始後にはじめて確定するものであることや、両者を同順位にすると、被相続人が相続債権者を詐害する目的で遺贈を行う可能性のあることを理由とするものと考えられている⁽¹⁹⁾。

確かに、これらの規律によって、相続債権者が受遺者よりも優先的に弁済を受ける結果として、債権者詐害的な遺贈から保護されることはあり得るものの、これらによって相続債権者が救済される場面は、限定的である。まず、第一に、これらの制度のうち、相続債権者が主導できるものは、限られている。すなわち、これらのうち相続債権者が申立権者であるのは、第一種財産分離（民法941条1項）と、相続人不存在の場合の相続財産管理人の選任（民法952条1項。相続債権者は、「利害関係人」にあたる）だけである⁽²⁰⁾。

また、第二に、相続債権者が申立権者であるものであっても、当該制度を利用できる場合は、限られている。すなわち、「家庭裁判所は、相続人がその固有財産について債務超過の状態にあり又はそのような状態に陥るおそれがあることなどから、相続財産と相続人の固有財産とが混合することによって相続債権者等がその債権の全部又は一部の弁済を受けることが困難となるおそれがあると認められる場合に」第一種財産分離を命ずることができるというのが、判例の見解である⁽²¹⁾。これを文言どおりに理解すると、例えば、「相続人がその固有財産について債務超過の状態にあり又はそのような状態に陥るおそれがある」とはいえないものの、債権者詐害的な遺贈がなされた結果

(19) 谷口知平編『注釈民法25』(有斐閣・1970年)418頁〔岡垣学〕。

(20) 限定承認をすることができるのは、相続人（共同相続の場合にはその全員が共同してのみ）であり（民法922条・923条）、第二種財産分離を申し立てることができるのは、相続人の債権者（固有債権者）である（民法950条1項）。

(21) 最決平成29年11月28日集民257号23頁。

として、相続債権者が債権の弁済を受けることが困難であるという状況が、相続財産と相続人の固有財産との混合によっても解消される見込みがないことから、相続債権者が、受遺者に優先して弁済を受ける（民法947条3項による931条の準用）ことを目指して第一種財産分離を申し立てることは、認められないこととなりそうである⁽²²⁾。また、相続債権者が民法952条1項に基づく相続財産管理人の選任を申し立てることができるのは、「相続人のあることが明らかでないとき」である（民法951条・952条1項）。従って、例えば、債権者詐害的な遺贈がなされた結果として、相続債権者が債権の弁済を受けることが困難であるが、相続人は存在し、しかし無資力であるといった場合に、相続債権者が、受遺者に優先して弁済を受ける（民法957条2項による931条の準用）ことを目指して相続財産管理人の選任を申し立てることは、認められない。

さらに、第三に、これらの規律に違反して、受遺者に対して優先的な弁済がなされた場合であっても、当該弁済は有効であり、原則として、相続債権者と受遺者とは対抗関係に立つと考えられる⁽²³⁾。すなわち、Aが自己所有の甲土地をBに遺贈する旨の遺言をし、Aが死亡すると、遺言の効力が生じ（民法985条1項）、その遺言に基づく遺贈の効力が生じて、遺言者Aから受遺者

(22) 宮本誠子「判批」民商154巻4号789頁は、このような場合にも家庭裁判所は第一種財産分離を命ずることができてよいとする見解（岩藤美智子「判批」法教451号138頁）に対して、「相続債権者と受遺者との競合は、包括承継に起因するものではなく、遺言の効力発生によるものであろうから、財産分離の趣旨に適合すると言えるのかは疑問である。受遺者が相続債権者に劣後すべき点に異論はないが、その方法を財産分離に求めてよいかどうかは別途検討する必要があると思われる」と述べる。

(23) 谷口他編・前掲注④4583頁〔松原〕。最判平成10年・後掲注③④について、野山宏『最判解民事篇平成10年度（上）』（法曹会・2001年）71頁以下は、限定承認者が、遺贈の目的とされた特定の遺産につき、任意に受遺者に対抗要件を具備させた場合について、相続債権者と受遺者とは対抗関係に立たず、受遺者への所有権移転登記に後れて差押登記をした相続債権者も常に受遺者等に優先するという考え方（相続債権者優先説）と、相続債権者と受遺者とは対抗関係に立ち、両者の優劣は受遺者への移転登記と相続債権者の差押登記の先後によって決せられるという考え方（対抗問題説）とがあるとした上で、「本判決は、相続債権者優先説を採用せず、対抗問題説の立場に立つことを前提としているのではないと思われる」と述べる。財産分離がなされた場合や相続人不存在の場合に、相続債権者の受遺者に対する優先ルールに違反した弁済がなされたときについて、同様の規律が妥当するものと考えられる。

Bに甲の所有権が移転するが⁽²⁴⁾、受遺者Bが、遺贈による甲の所有権取得を第三者に対抗するためには、対抗要件⁽²⁵⁾を備える必要がある(民法177条)。相続債権者Cは、ここでいう第三者にあたるものと解されることから⁽²⁶⁾、甲について当該遺贈を原因とするAからBへの所有権移転登記がなされない間は、相続債権者Cは甲を差し押さえることができ、Cが差し押えをしたときは、受遺者Bは、第三者であるCに対して、当該遺贈に基づく甲の所有権取得を対抗することができない⁽²⁷⁾のに対して、甲について当該遺贈に基づく所有権移転登記がなされると、遺言者Aの債権者Cは、甲を差し押さえることはできないこととなる。このことは、当該遺贈に基づくAからBへの所有権移転登記が、相続債権者の受遺者に対する優先ルールに違反して行われた場合であっても、同様であると考えられる。

(2) 対抗要件を備えた受遺者に対する相続債権者の保護(その1)

(1)でみたように、相続債権者の受遺者に対する優先ルールに違反して、受遺者に対して優先的な弁済がなされ、受遺者が対抗要件を具備した場合には、相続債権者は、原則として、もはや当該財産を差し押さえることはできないこととなる。このようなルールに違反して受遺者に弁済(不当な弁済)をした者(限定承認者など)は、不当な弁済をしたことによって相続債権者に弁済をすることができなくなったときには、相続債権者が被った損害を賠償する責任を負う⁽²⁸⁾。

(24) 大判大正5年11月8日民録22輯2078頁。

(25) 当該遺贈を原因とする遺言者から受遺者への所有権移転登記。遺言者の相続人と受遺者との共同申請による(不登法60条・62条)。なお、遺言執行者がある場合には、遺言執行者と受遺者との共同申請による(不登法60条)。

(26) 最判昭和39年3月6日民集18巻3号437頁。

(27) このことは、遺言執行者がある場合にも同様である(民法1013条3項)。

(28) 限定承認者の責任(民法934条1項後段)、第一種財産分離における相続人の責任(民法947条3項による943条の準用)、第二種財産分離における相続人の責任(民法950条2項本文による934条の準用)、相続財産の管理人の責任(民法957条2項による934条の準用)。これらは不法行為責任であると理解されている(谷口他編・前掲注14596頁[松原])。限定承認の場合については、さらに、そのような行為をした限定承認者は、単純承認をしたものとみなされる可能性がある(民法921条1号本文)。法定単純承認にあた

これとは別に、不当な弁済がなされた結果として弁済を受けることができなくなった相続債権者は、「情を知って」⁽²⁹⁾ 不当に弁済を受けた受遺者に対して、求償をすることが認められている⁽³⁰⁾。これによって相続債権者は、不当な弁済の効力を失わせることはできないものの、不当な弁済を受けた受遺者の財産を引当てとする債権を有することとなる。相続財産が清算される場合には、遺言者の主観を問題とすることなしに、相続債権者を保護する方策が、一応は用意されているといえることができる。

(3) 対抗要件を備えた受遺者に対する相続債権者の保護（その2）

(1)でみたように、例えば、Aが自己所有の甲土地をBに遺贈する旨の遺言をし、Aが死亡し、Aの相続人が限定承認をしたものの、甲について、当該遺贈を原因とするAからBへの所有権移転登記がなされた場合、受遺者Bは、原則として、甲の所有権取得を遺言者Aの債権者（相続債権者）Cに対抗することができる。もっとも、受遺者Bが限定承認者でもある場合には、BがCに対して当該遺贈による甲の所有権取得に対抗することは、認められるべきではないと考えられる。最高裁は、「不動産の死因贈与の受贈者が贈与者の相続人である場合において、限定承認がなされたときは、死因贈与に基づく

る事由があれば、「相続債権者は、相続財産をもって弁済を受けることができなかった債権額について、当該共同相続人に対し、その相続分に応じて権利を行使することができる」（民法937条）。

(29) ここにいう「情を知って」とは、相続債権者の受遺者に対する優先ルールに違反した弁済であることを認識していることで足りるとする見解（谷口編・前掲注19431頁〔岡垣〕）と、それに加えて、自己の弁済受領によって相続債権者に対する弁済が不可能または不十分となることを認識していることを要するとする見解（谷口他編・前掲注14597頁〔松原〕）とがある。

(30) 限定承認者から不当な弁済を受けた者の責任（民法934条2項）、第一種財産分離の場合に相続人から不当な弁済を受けた者の責任（民法947条3項による943条の準用）、第二種財産分離の場合に相続人から不当な弁済を受けた者の責任（民法950条2項本文による934条の準用）、相続財産の管理人から不当な弁済を受けた者の責任（民法957条2項による934条の準用）。これらは不法行為責任であると理解されている（谷口他編・前掲注14598頁〔松原〕）。なお、不当な弁済をした者（限定承認者など）と不当な弁済を受けた者（受遺者など）とは、共同不法行為者として、連帯して責任を負う（民法719条1項）ものと解される。

限定承認者への所有権移転登記が相続債権者による差押登記よりも先になされたとしても、信義則に照らし、限定承認者は相続債権者に対して不動産の所有権取得を対抗することができないというべきである⁽³¹⁾と述べており、このような考え方は、受遺者が限定承認者でもある場合にも妥当するものと解されるからである⁽³²⁾。

同最判は、前掲の部分に続いて、「けだし、被相続人の財産は本来は限定承認者によって相続債権者に対する弁済に充てられるべきものであることを考慮すると、限定承認者が、相続債権者の存在を前提として自ら限定承認をしながら、贈与者の相続人としての登記義務者の地位と受贈者としての登記権利者の地位を兼ねる者として自らに対する所有権移転登記手続をすることは信義則上相当でないものというべきであり、また、もし仮に、限定承認者が、相続債権者による差押登記に先立って所有権移転登記手続をすることにより死因贈与の目的不動産の所有権取得を相続債権者に対抗することができるものとすれば、限定承認者は、右不動産以外の被相続人の財産の限度においてのみその債務を弁済すれば免責されるばかりか、右不動産の所有権をも取得するという利益を受けることとなり、限定承認者と相続債権者との間の公平を欠く結果となるからである」と述べる。

「自ら限定承認をしながら……」という部分に着目すると、相続人である受遺者は財産分離の申立権者ではないことから⁽³³⁾、財産分離では同様の状況

(31) 最判平成10年2月13日民集52巻1号38頁。

(32) 野山・前掲注2376頁。なお、同最判は、相続債権者の受遺者に対する優先ルールを定める民法931条(554条によって死因贈与に準用され得る)には言及していない。死因贈与は、行為者の死亡によって効力が生じる点で遺贈と共通するものの、効力発生前の状況は遺贈とは大きく異なるものがあり得る。例えば、負担付死因贈与で負担が既履行であることなどから撤回可能ではない死因贈与(最判昭和57年4月30日民集36巻4号763頁参照)については、目的財産は、実質的には行為者(贈与者)の生前にその責任財産から逸出しているのとらえ、民法931条の規律は準用されない(受贈者は同条の相続債権者にあたると解することもできるように思われる)。

(33) 受遺者(特定受遺者)は、第一種財産分離の申立権者であるが(民法941条1項)、受遺者が相続人である場合には、第一種財産分離の申立てをすることができない。分離をして保有できた財産は、固有財産として自己の債権者に弁済しなければならず、財産分離の実益がないからである。また、そもそも第二種財産分離の申立権者は、相続人の債権者(固有債権者)である(民法950条1項)。

は生じないこととなる。もっとも、他の者の申立てによって財産分離がなされ、受遺者でもある相続人が自らに対する所有権移転登記をするということはあることから、このような場合に、相続債権者に対して不動産の所有権取得を対抗することができるかは問題となる。限定承認とは異なって、財産分離がなされても、相続債権者は、相続財産をもって弁済を受けることができなかった場合には、相続人の固有財産に対して権利行使することができるものの（民法948条前段・950条2項）、相続人の固有債権者には劣後する（民法948条後段・950条2項）。また、相続債権者に受遺者よりも優先して弁済を受けさせる義務を負っている者が、そのような義務に違反して、受遺者である自らに対する所有権移転登記手続をするという点では、受遺者が限定承認者である場合と共通する⁽³⁴⁾。そうすると、受遺者が相続人でもある事案であって、財産分離がなされた場合についても、同最判の明らかにした規律が妥当し得るものと解することができる。

また、相続人不存在の場合に、受遺者は、相続財産管理人の選任を申し立てることができる（民法952条2項。受遺者は、「利害関係人」にあたる）。もっとも、相続財産管理人が、申立人や相続財産と利害関係を有する場合には、適正な財産管理がなされないおそれがあることから、相続財産管理人には第三者的地位にある者を選任するのが望ましいとされている⁽³⁵⁾。これに従うと、相続人不存在の場合に、受遺者が相続財産管理人として、自らに対する所有権移転登記手続をするという状況は、一般的には生じないものというこ

(34) （受遺者でもある）相続人は、相続債権者に受遺者よりも「優先して」弁済を受けさせる義務を負っており、この点で、例えば、不動産を二重譲渡した売主を買主の一人が相続したような場合（当該買主は、他の買主に対して相続により承継した登記義務を負うものの、それを優先させる義務までは負わないものと解される。これについては、道垣内弘人「不動産の二重譲受人が譲渡人を相続した場合について」『不動産法の課題と展望』〔日本評論社・1990年〕117頁以下参照）とは異なるものと考えられる。この点を強調すると、相続債権者の受遺者に対する優先ルールが妥当しない死因贈与（前掲注32参照）については、財産分離の局面では、同最判の明らかにした規律は妥当しないという考え方もあり得よう。

(35) 谷口他編・前掲注14690頁〔金山正信・高橋朋子〕、君野雅一他『家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究』（司法協会・2017年）591頁以下。

とができる。そして、相続債権者に受遺者よりも優先して弁済を受けさせる義務を負っている者が、そのような義務に違反して、受遺者である自らに対する所有権移転登記手続をすることを問題視するならば、相続財産管理人が受遺者でなければ、たとえ、受遺者が相続放棄をし、その結果、相続人不存在となった場合であっても、同最判の明らかにした規律は、妥当しないものと考えられる。これに対して、「自ら限定承認をしながら……」、すなわち、相続債権者の債権の引当てとなる財産を相続財産に限定しておきながら、自らの所有権取得について対抗要件を具備することを問題視するならば、相続財産管理人が受遺者でなくても、受遺者が相続放棄をした者である場合（その結果として、相続人不存在となった場合）には、同最判の明らかにした規律が妥当し得ることとなるものと考えられる。

(4) 小 括

相続財産の清算がなされる場合には、相続財産について、相続債権者が受遺者に優先して弁済を受けられるというルールが定められているものの、相続財産清算制度のうち、相続債権者が主導できるものは限られており、相続債権者が申立権者であるものであっても、当該制度を利用できる場合は、限られている。相続債権者を、債権者詐欺的な遺贈から保護するためには、第一種財産分離を、受遺者に優先して弁済を受けることを目指す相続債権者に広く利用可能なものとするのが考えられる⁽³⁶⁾。もっとも、現状では、第一種財産分離は、そのような制度とはなっていないものといえることができる。また、そもそも財産分離制度そのものが、ほとんど利用されていないという状況にある⁽³⁷⁾。

相続債権者が、債権者詐欺的な遺贈から保護されるべきであるという要請は、相続財産の清算がなされる場合に限られないものであり、より一般的に、相続債権者が主導できる方策として、遺贈を対象とする詐害行為取消しが認

⁽³⁶⁾ 岩藤・前掲注22138頁。

⁽³⁷⁾ 前掲注17参照。

められる必要性はあるものとする。

3. 遺贈を対象とする詐害行為取消しの規律内容

(1) 詐害行為取消しの一般的な要件と遺贈を対象とする場合の問題点

一般に、詐害行為取消請求が認められるための要件は、①被保全債権の存在、②債権保全の必要性、③詐害行為、④受益者の悪意⁽³⁸⁾である（民法424条）。転得者に対する詐害行為取消請求が認められるためには、さらに、⑤転得者の悪意（民法424条の5）が要件となる。

遺贈に関しては、相続債務を承継し遺贈義務を負う相続人が、遺贈義務を履行する行為（例えば、遺言者Aの相続人が、受遺者Bに対して、遺贈の目的物である甲土地について所有権移転登記手続きをすること）を偏頗行為として、詐害行為取消の対象とすることも考えられる⁽³⁹⁾。もっとも、偏頗行為については、債権者は、「その行為が、債務者が支払不能（債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう……）の時に行われたものであること」、および、「その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること」という要件⁽⁴⁰⁾のいずれも満たす場合に限り、詐害行為取消請求をすることができる（民法424条の3第1項）。これは、責任財産の減少を伴わない債務の弁済行為について、原則として詐害行為性を否定しつつ、加重された要件が満たされる場合に限り、例外的に詐害行為取消請求を認めるものである。遺贈の無償性に着目するならば、詐害行為取消の要件（とりわけ、債務者・受益者の主観的要件）は緩和され

(38) 一般には、受益者の善意が、詐害行為取消請求の消極要件である（民法424条1項但書）。これに対して、特定の債権者に対する担保の提供等については、「債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって」行われたことは、詐害行為取消請求の積極要件である（民法424条の3第1項2号・第2項2号）。従って、一般的な詐害行為取消請求の要件としては不正確ではあるが、以下では、便宜上、受益者の悪意を要件（④）と表示する。

(39) 判例は、対抗要件具備行為そのものは詐害行為取消の対象とはならないとする（最高裁判昭和55年1月24日民集34巻1号110頁）が、偏頗行為の事案についてのものではない。

(40) いずれも取消債権者側が、主張・立証責任を負うものである。

てもよいはずであるところ⁽⁴¹⁾、相続人の偏頗行為としてとらえると、反対に要件が加重されることとなる。また、そもそも、無償で行為をしたのは遺言者であり、その相続人ではない。そこで、以下では、遺言者の行為（遺贈）を対象とする詐害行為取消しについて検討することとする。

(2) 被保全債権の存在（要件①）

債権者による詐害行為取消請求が認められるためには、保全されるべき債権（被保全債権）⁽⁴²⁾が存在しなければならない。債権者は、その債権（被保全債権）が債務者による詐害行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、詐害行為取消請求をすることができる（民法424条3項）。従って、将来の請求権や停止条件付きの債権なども、詐害行為前に債権の発生原因があれば、被保全債権となり得ることとなる。詐害行為前の原因に基づいて生じた債権の債権者は、詐害行為前の債務者の一般財産を引当てとして取引等の原因行為をしているのであるから、たとえ詐害行為後に当該取引から債権が発生した場合であっても、債権者は、原因行為の時点における責任財産による引当てを期待していたものと考えられ、詐害行為を取り消すことによって責任財産を回復することについて保護に値する利益を有していると考えられるからである⁽⁴³⁾。

遺贈の目的財産が遺言者の責任財産から逸出するのは、遺言をした時ではなく、遺言者の死亡時である。また、遺言者は、いつでも、遺言の方式に従

(41) 例えば、ドイツの破産手続外債権者取消法（Gesetz über die Anfechtung von Rechtshandlungen eines Schuldners außerhalb des Insolvenzverfahrens）§ 5は、「相続人が相続財産から、遺留分請求権、遺贈または負担を履行した場合には、相続財産の破産手続において、給付の受領者に優先するか同順位となる相続債権者は、相続人の無償給付と同様に、当該給付を取り消すことができる」と定める。なお、同法は、「故意による詐害行為」（§ 3）と「無償給付」（§ 4）とを別個の詐害行為類型として定めており、無償給付については、債務者の故意や受益者の悪意を要件とすることなく、取り消し得るものとしている。

(42) 債権者は、被保全債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、詐害行為取消請求をすることができない（民法424条4項）。このことは、遺贈を対象とする詐害行為取消しについても、妥当する。

(43) 潮見・前掲注(3)754頁以下。

って遺言を撤回することができる（民法1022条）。これらを考慮すると、遺言者の死亡時までの原因に基づいて生じた債権の債権者は、遺贈の目的財産を含む遺言者の責任財産を引当てとして取引等の原因行為をしており、原因行為の時点における責任財産による引当てを期待していたものといえることができる。そうであるとする、遺贈を対象とする詐害行為取消しについては、被保全債権は、遺言者の死亡時までの原因に基づいて生じたものであれば足りる（遺言者の死亡時までの原因に基づいて生じたものでなければならない）と解することができる⁽⁴⁴⁾。

（3）債権保全の必要性（要件②）

債権者による詐害行為取消請求が認められるためには、債権者が自己の債権を保全するために債務者の行為（詐害行為）を取り消す必要がある場合、すなわち、原則として、債務者が無資力である場合でなければならない⁽⁴⁵⁾。無資力とは、一般に、債務者に対する一般債権の総額が一般財産の総額を上回ることと理解されている⁽⁴⁶⁾。そして、債務者が、当該行為によって無資力となったか、あるいは、無資力状態で当該行為をし、債権者が詐害行為取消請求をする時点（事実審口頭弁論終結時）にも無資力であれば、債権保全の必要性があるものといえることができる⁽⁴⁷⁾。

遺言がなされただけでは、遺贈の目的財産は、遺言者の責任財産から逸出

(44) 書面によらない期限未到来（かつ未履行）の始期付贈与（各当事者が任意に解除することができる [民法550条]）についても、同様に債務者の責任財産からの逸出時（期限到来時）を基準とすることが考えられる。これに対して、書面による期限未到来の始期付贈与など、未だ債務者の責任財産から逸出していないものの、債務者が解除権や撤回権を有しないものについては、被保全債権の履行期などとの関係も考慮に入れた検討を要するものとする。

(45) なお、債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為を対象とする詐害行為取消請求が認められるためには、その行為が、債務者が支払不能（債権者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態）の時に行われたものであることを要する（民法424条の3第1項）。

(46) 潮見・前掲注(3)757頁。

(47) 詐害行為後に債務者の資力が回復したことは、受益者（ないし転得者）の抗弁である（大判大正5年5月1日民録22輯829頁）。

しない。従って、債務者が無資力状態で、遺言（遺贈）をしても、債権者は、なお当該遺贈の目的財産を差し押さえることができるのであり、詐害行為取消請求を認める必要性はない。また、遺贈の効力が発生する時点（遺言者の死亡時）に遺言者（相続財産）が無資力であり、相続財産が清算される局面（相続人が限定承認をした場合など）については、債権者詐害的な遺贈に対して相続債権者を保護する方策が、一応は用意されているといえることができる（二2.）。これに対して、遺言者が死亡し、その相続人が原則として一切の権利義務を承継する（民法896条本文）結果として、相続債権者の相続債権も受遺者の債権も、相続人の財産（相続財産と相続人の固有財産とが混合したもの）を引当てとする局面で、相続人が無資力であれば、相続債権者が、債務者（遺言者）による遺贈を取り消さなければ、相続債権の満足を受けられないことがあり得る。もっとも、相続財産の状態は良好であり、相続人が固有財産について債務超過であるといった場合には、相続をしてもなお相続人が無資力であるとしても、遺贈（債務者の行為）の（効力発生）の結果として無資力となったということとはできないし、無資力状態で遺贈（の効力が発生）をしたということもできない。従って、遺贈を対象とする詐害行為取消しについては、遺贈の効力が発生する時点（遺言者の死亡時）に相続財産が無資力であり、かつ、相続財産を承継した相続人が無資力である場合に、債権者（相続債権者）による債権保全の必要性があるといえることができるものとする⁽⁴⁸⁾。

(48) 相続財産が無資力であれば、要件②は一応満たされ、相続人の固有財産の状態は良好であったことから、相続人は無資力とならなかった場合には、受益者（ないし転得者）は資力回復の抗弁（前掲注47参照）として、その旨を主張することができることとなる。

なお、Aの行った遺贈が、Aの相続人の遺留分を侵害する場合に（民法1042条・1043条）、Aの債権者（相続債権者）Cが、遺留分権利者が有する受遺者に対する遺留分侵害額請求権（民法1046条・1047条）を代位行使（民法423条）することが認められるとする（なお、最判平成13年11月22日民集55巻6号1033頁は、「遺留分減殺請求権は、遺留分権利者が、これを第三者に譲渡するなど、権利行使の確定的意思を有することを外部に表明したと認められる特段の事情がある場合を除き、債権者代位の目的とすることができないと解するのが相当である」と述べる）、詐害行為取消しとの関係が問題となるが、これについては、本稿では立ち入らない。

(4) 詐害行為（要件③）

債権者による詐害行為取消請求が認められるためには、債務者が、債権者を害することを知って財産権を目的とする行為をしたのでなければならない（民法424条1項・2項）。債権者を害する行為は、「財産減少行為」（処分行為により責任財産から逸出した財産の価値と、それとの交換で責任財産に入ってきた財産の価値とを比較して、責任財産の計数上の減少が認められるような行為）と「特定の債権者を利する行為」（偏頗行為）とに分類することができる⁽⁴⁹⁾。これらの行為が、詐害行為にあたと評価されるためには、債務者に詐害の意思がなければならず、行為の詐害性（客観的要件）と債務者の詐害の意思（主観的要件）とは相関的に判断されることとなる。

一般に、債務者の無償行為（財産を無償で処分する行為）は、詐害性の高い行為であることから、主観的要件としては、債務者の認識（債権者を害することの認識）で足りると考えられている⁽⁵⁰⁾。これによると、遺贈を対象とする詐害行為取消しについては、債務者が、いつの時点で債権者を害することを、いつの時点で認識していれば、この要件が満たされるのかが問題となる。遺贈は行為時（遺言時）には効力が発生せず、遺言者の死亡時に効力が発生するものである。従って、債務者（遺言者）の詐害の意思（認識）は、遺贈の効力発生によって債権者を害することを認識していることと解されるべきであろう⁽⁵¹⁾。そして、それは、一般的には、相続財産が無資力であることを認識していることで足りるものとする⁽⁵²⁾。また、遺言者は、いつで

(49) 潮見・前掲注(3)772頁以下。

(50) 中田・前掲注(2)249頁。無償行為の詐害性の高さに着目すると、債務者の主観は問わないという規律とすることも考えられるところである（ドイツの破産手続外債権者取消法は、「無償給付」（§4）については、債務者の故意や受益者の悪意を要件とすることなく、取り消し得るものとしている（前掲注(4)参照）が、わが国の民法は、そのような規律を採用していない。

(51) 勝本・前掲注(1)394頁は、「法律行為成立の時に於て、債務者が、予め其効力発生の時期を予定し得、且つ、其時期に於て債権者を害するに至るべきことを知り居たる場合には、尚ほ取消権を発生せしめる」と述べる。

(52) 相続人が固有財産について債務超過であるような場合に、遺言者はそれを知らず、相続人の固有財産によって相続債権が弁済されることを期待して遺贈をしたとしても、要

も、遺言の方式に従って遺言を撤回することができる(民法1022条)。死亡時まで撤回自由であるにもかかわらず遺言を撤回しなかったことは、いわばその時点(死亡の直前)に債務者が無償行為をしたのと同視することができ、その時点で遺贈の効力発生によって債権者を害することの認識があれば、当該遺贈は、詐害行為にあたると評価することができるものとする⁽⁵³⁾。

(5) 受益者の悪意(要件④)

詐害行為によって利益を受けた者(受益者)が、債務者の行為が債権者を害することを知らなかった場合には、債権者による詐害行為取消権請求は認められない⁽⁵⁴⁾。

遺贈は行為時(遺言時)には効力が発生せず、遺言者の死亡時に効力が発生するものである。従って、受益者が、遺贈が債権者を害することを知らなかったとは、当該遺贈の効力発生によって債権者を害することについて善意であることと解するべきである⁽⁵⁵⁾。また、民法の条文の文言からは、受益者の善意・悪意は、債務者の行為(詐害行為)の時を基準時として判断されることとなりそうである。これについては、遺贈などの単独行為や行為時と受益時とが異なる場合を考慮に入れるならば、民法の規定にかかわらず、受益者の善意・悪意は、行為時ではなく受益時(詐害行為によって利益を受けた

件③は満たされ得ることとなる。なお、遺言者の期待通りに相続人の固有財産によって賄われる場合には、要件②が満たされないこととなる。

(53) これに対して、書面による期限未到来の始期付贈与など、債務者が解除権や撤回権を有しないものについては、期限が到来し効力が発生することによって債権者を害することを、債務者が行為時(贈与契約時)に認識していることを要するものとする。勝本・前掲注11394頁。

(54) 債務者の無償行為は、詐害性の高い行為であることから、受益者の主観を問わないという規律とすることも考えられるところである(民法(債権法)改正委員会の試案においては、無償行為を対象とする詐害行為取消しについては、受益者が善意の場合にも詐害行為取消しができることとする提案がなされていた【3.1.2.13】。また、ドイツの破産手続外債権者取消法は、「無償給付」(§4)については、債務者の故意や受益者の悪意を要件とすることなく、取り消し得るものとしている(前掲注41)参照)が、わが国の民法は、そのような規律を採用していない。

(55) 期限未到来の始期付贈与についても、同様に、当該贈与の効力発生(期限到来)によって債権者を害することについて善意であることと解するべきである。

時)を基準時として判断されるべきであるという指摘が、従来からなされてきたところである⁽⁵⁶⁾。「受益時」の具体的な意味は明らかにされていないものの、遺贈の効力発生後、受遺者が、自らが当該遺贈の受遺者であることを知った時であると解するのが妥当であるように思われる⁽⁵⁷⁾。Aが自己所有の甲土地をBに遺贈する旨の遺言をし、Aが死亡すると、遺言の効力が生じ(民法985条1項)、その遺言に基づく遺贈の効力が生じて、遺言者Aから受遺者Bに甲の所有権が移転するものの、その時点では、Bは自らが受遺者であることを知らないことがあり得るからである。

(6) 転得者の悪意(要件⑤)

債権者は、受益者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合において、受益者に移転した財産を転得した者(転得者)があるときは、転得者が、転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたときに限り、転得者に対しても詐害行為取消請求をすることができる(民法424条の5)⁽⁵⁸⁾。

遺贈は行為時(遺言時)には効力が発生せず、遺言者の死亡時に効力が発生するものである。従って、転得者が、遺贈が債権者を害することを知っているとは、遺贈の効力発生によって債権者を害することについて悪意である

(56) 石坂音四郎『日本民法(第三編債権第一卷)[第七版]』(有斐閣・1915年)712頁, 近藤英吉他『注釈日本民法(債権編総則)上巻』(巖松堂・1934年)285頁, 勝本・前掲注(11)402頁, 松坂佐一『総合判例研究叢書 民法(7)』(有斐閣・1957年)209頁, 潮見・前掲注(3)799頁。

(57) 遺言者の生前から受遺者が、自らが当該遺贈の受遺者であることを知っていた場合には、遺言が撤回不能となった時点(遺言者の死亡時)が基準時となるものと解される。

(58) その転得者が受益者から転得した者である場合には、その転得者が転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていた場合に(同条1号)、その転得者が他の転得者から転得した者である場合には、その転得者およびその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていた場合に(同条2号)、「転得者の悪意」要件は満たされることとなる。なお、民法(債権法)改正委員会の試案においては、転得者(転得者からの順次の取得者を含む)が無償で当該権利を取得したときは、当該転得者の悪意を推定するという提案がなされていた【3.1.2.18】〈2〉。

ことと解するべきである⁽⁵⁹⁾。これによると、遺贈の目的財産の転得者が、転得の当時、遺贈の効力発生によって債権者を害することについて悪意であるときに限り、債権者は、転得者に対しても詐害行為取消請求をすることができることとなる。

三 遺言信託を対象とする詐害行為取消し

1. 問題の所在

Aが自己所有の甲土地を当初信託財産とし、Dを受託者として信託をする遺言をし、Aが死亡すると、遺言の効力が生じ（民法985条1項）、その遺言に基づく遺言信託の効力が生じて（信託法4条2項）、AからDに甲の所有権は移転する。当該遺言信託によってAの債権者Cが害されることがあり得ることから、これを保護する方策を検討する必要がある。

遺贈については、相続債権者の受遺者に対する優先ルールが定められている（二・2. (1)参照）。遺贈と遺言信託とは、遺言による無償処分である点で共通していることから、相続債権者の優先ルールは、遺言信託にも妥当するものの、当該ルールの限界も等しく妥当することとなるものと考えられる。また、受託者が対抗要件⁽⁶⁰⁾を備えた遺言信託に対する相続債権者の保護は、対抗要件を備えた受遺者に対する相続債権者の保護と同様に例外的な場面でのみ認められるものと解される⁽⁶¹⁾。すなわち、債権者詐害的な遺言信託に対して

(59) 期限未到来の始期付贈与についても、同様に、当該贈与の効力発生（期限到来）によって債権者を害することについて悪意であることと解するべきである。

(60) 当該遺言信託を原因とする委託者から受託者への所有権移転登記。委託者の相続人と受託者との共同申請による（不登法60条・62条）。なお、遺言執行者がある場合には、遺言執行者と受託者との共同申請による（不登法60条）。赤沼康弘「相続における信託の活用」信託フォーラム Vol. 1, 48頁は、遺言信託については、遺言の効力発生とともに、指定された信託受託候補の引受けを確定させる必要があり、細部の取決めや信託財産の引渡しも必要になるため、遺言執行者が必要となると指摘する。遺言信託を原因とする所有権移転登記の記録例については、『不動産登記記録例集（平成28年6月8日法務省民二第386号民事局長通達）』（テイハン・2017年）279頁参照。

(61) 「情を知って」不当に弁済を受けた受遺者に対する求償（二・2. (2)参照）と、受贈者

は、遺贈に対するのと比較して、相続債権者の保護が特段あつという状況にはないものということができる。従って、遺言信託を対象とする詐害信託の取消しが認められる必要性はあるものと考えられる。

2. 遺言信託を対象とする詐害行為取消しの規律内容

信託法は、詐害信託の取消請求として、二つのタイプのものを定めている⁽⁶²⁾。一つは、受託者を被告とする詐害行為取消請求（信託法11条1項）であり、もう一つは、受託者から信託財産に属する財産の給付を受けた信託受益者を被告とする詐害行為取消請求（同条4項）である。いずれも、「委託者がその債権者を害することを知って信託をした場合に」、「受託者が債権者を害することを知っていたか否かにかかわらず」⁽⁶³⁾、信託受益者が、信託受益者としての指定を受けたことを知った時（受益権を譲り受けた者にあつては、受益権を譲り受けた時）において、債権者を害することを知っていたときに限り、「民法……424条第3項に規定する詐害行為取消請求をすることができる」というものである。

詐害行為取消しが認められるための一般的な要件のうち、④受益者の悪意、⑤転得者の悪意については、信託法に特則が置かれているものということができる⁽⁶⁴⁾。すなわち、受託者は、委託者から財産の処分を受ける者ではある

が限定承認者でもある場合について最高裁が示した考え方（二2.（3）参照）とが、遺言信託についても問題となる。前者については、「情を知って」いたか否かは、遺言信託の受託者ではなく信託受益者について、後者については、遺言信託の受託者ではなく信託受益者が限定承認者でもある場合について、それぞれ妥当することとなろう。

(62) 以下であげるものの他に、実質的に詐害信託取消請求と同様の機能を有するものとして、受益権譲渡請求（信託法11条5項）があるが、これについては、本稿では立ち入らない。

(63) このことは、信託法11条1項では明文で定められているものの、同条4項では明文で定められていない。しかしながら、同条4項についても、同様であると理解されている（寺本昌広『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕〕〔商事法務・2008年〕61頁）。

(64) 中野・前掲注(6)85頁以下は、受託者から信託財産に属する財産の給付を受けた信託受益者を被告とする詐害行為取消請求（信託法11条4項）については、信託受益者は、民法上の詐害行為取消請求における転得者としての地位にあるものと理解することができるのに対して、受託者を被告とする詐害行為取消請求（信託法11条1項）については、信託受益者は、民法上の詐害行為取消請求における転得者と同視することはできず、これ

ものの、信託財産について固有の利益を有する者ではないことから、詐欺信託の取消請求の要件として、受託者の主観は問われない一方で、実質的な利益の帰属主体である信託受益者については、債権者を害することを知っていたことが、詐欺信託の取消請求の要件として定められているのである。これらのことは、信託契約によって設定される信託だけでなく、遺言によって設定される信託にも、等しく当てはまるということができる。なお、受託者の主観は問題とならないことに加えて、信託受益者の悪意の判断基準時は、信託受益者としての指定を受けたことを知った時と定められており、遺贈を対象とする詐欺行為取消しについて、遺言が単独行為であること、および、遺言時とその効力発生時との間にタイムラグがあることを考慮して行った解釈的な対応は、遺言信託については不要であると考えられる（なお、信託受益者としての指定を受けたことを知った時とは、受益権取得後に知った時を意味し、受益権取得前から知っていた場合には、受益権取得時〔委託者死亡時〕が基準時となるものと解される）。

また、詐欺行為取消しが認められるための一般的な要件のうち、①被保全債権の存在、②債権保全の必要性、③詐欺行為⁽⁶⁵⁾については、信託法に特則は置かれておらず、詐欺信託の取消請求の要件としても妥当するものと考えられる。もっとも、遺言信託は、遺言によって設定されるものであることから、個々の要件の具体的な内容については、遺贈を対象とする詐欺行為取消しに関するのと同様の考慮を要するものということができる。すなわち、遺言信託を対象とする詐欺行為取消請求については、被保全債権（要件①）は、委託者（遺言者）の死亡時までの原因に基づいて生じたものであれば足りると解され、遺言信託の効力が発生する時点（遺言者の死亡時）に相続財産が無資力であり、かつ、相続財産を承継した相続人が無資力である場合に、債

については、信託受益者の善意・無過失を詐欺行為取消請求の消極要件とすることを維持すべきであったという指摘を行う。

(65) 詐欺信託の取消しの対象は委託者のした信託である。もっとも、さらに、委託者のした信託行為そのものであるという見解と、信託行為中の財産処分行為であるという見解とがあることについては、沖野・前掲注(6)76頁。

855 遺言による処分を対象とする詐害行為取消しについて

権者による債権保全の必要性があるということができ（要件②）、詐害行為（要件③）については、債務者の無償行為であることから行為の詐害性（客観的要件）は満たされ、詐害の意思（主観的要件）は、債務者（委託者）が死亡直前に、遺言信託の効力発生によって債権者を害することを認識していれば足りると解されることとなる。

〔後記〕本稿は、公益財団法人トラスト未来フォーラムの主催する関西信託研究会（第9期）における研究成果の一部であり、2019年5月頃に発行予定の同財団研究叢書『資産の管理・運用・承継と信託』にも掲載される予定である。